10月1日以降の主な改定点数

(太字が改定点数)

10月から消費税増税に伴い、初・再診料の一部材料、薬価などが改定される.「歯科点数早見表・2019年10月版」を次号に同封する. <注>()は6歳未満の乳幼児または著しく歯科診療が困難な者の加算点数.[]は訪問診療料のみを算定する場合の加算点数.

基本診療料

歯科初診料

歯科再診料注1無届

注1無届

密科訪問記 |

歯科訪問診療料(1日につき)

	20分以上	注1無届	20分未満	注1無届	
訪問診療1(同一建物内で1人のみ)	1100	1090	770	760	
訪問診療2(同一建物内で2~9人)	361	351	253	243	
訪問診療3(同一建物内で10人以上)	185	175	130	120	

居宅療養管理指導費(I)

	歯科医師	歯科衛生士
単一建物で1人のみ	509単位	356単位
単一建物で2~9人	485単位	324単位
単一建物で10人以上	444単位	296単位

画像診断

出统	撮影I	アナログ〈	3~6歳未〉
半祀	1取示 1	1 枚目	確認
咬	合型	59 〈70〉	49 〈60〉
全顎	14枚法	451 (530)	371 (450)
撮影	10枚法	439〈517〉	359〈437〉

251

240 51

44

顎関節規格撮影	アナログ
両側患側(カビネ2枚)	728
片側患側(カビネ2枚)	548

麻酔薬剤

OA+スキャンドネストカートリッジ3%	12
	1 1 4

金属歯冠修復(装着材料料は別算定.装着料はブリッジの場合を除く)

		イン	レー	前歯¾冠	臼歯%冠 接着冠	FMC	前装MC
		単純	複雑	接着冠			
前・小・乳	銀合金	202	309	401	341	494	1261
前・小臼歯	金パラ	327	557	707	647	876	1700
明、小口困	ニッケル	194	288	376	316	462	1191
	金パラ	391	656	_	778	1044	_
大 臼 歯	銀合金	209	318	_	354	508	_
	ニッケル	194	288	_	318	464	_
14 K(ブリッ	ジ支台のみ)	_	1013	1281	_	_	_

非金属冠

硬質レジン	加熱重合	776
ジャケット冠	光重合	968
CAD/CAM冠	小 臼 歯	1489
CAD/CAM冠	大臼歯	1733

高強度硬質レジンブリッジ 4129

支台築造(装着料を含む)

		前歯		小臼歯	大臼歯
間	メタルコア	194 (269)	1	194 (269)	246 (334)
接	ファイバー	256 (331)	1本	256 (331)	294 (382)
法	ポスト(間)	250 (551)	2本	347 (422)	385 (473)
直	ファイバー	234 (298)	1本	234 (298)	272 (349)
直接	ポスト(直)	234 (290)	2本	325 (389)	363 (440)
法	その他	147 (210)	147 (210)		159 (222)

ポンティック(1歯につき)(材料料含む)

鋳	金 パ ラ	大 臼 歯	1113
		小 臼 歯	945
造	ニッケル・銀合金	大・小臼歯	478
		前 歯	1588
レジ	金 パ ラ	小 臼 歯	1145
レジン前装金属		大 臼 歯	1163
裝		前 歯	1236
金属	ニッケル・銀合金	小 臼 歯	690
71-3		大 臼 歯	540

装着材料料

歯科用合着・接着材料 I 接着性レジンセメント		17
歯科用合着・接着材料 I	標準型	10
グラスアイオノマー系	自動練和型	12

鋳造鉤

201X=2-	,							
		双	子 鉤	二朋	施鉤(レスト [・]	付)	ローチのバ	ークラスプ
		大大·大小	犬小・小小	大臼歯	小臼・犬歯	前歯	1 歯	2歯以上
14	Κ	1211	1031	1013	831	692	1193	1211
金	パラ	789	670	601	552	528	771	789

線鉤

	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)
14 K	682	516

バー

鋳造	金パラ	1320	

コンビネーション鉤

	大臼歯	犬・小	前 歯
金パラ	462	438	426

有床義歯内面適合法

		床裏装	6カ月以内
軟質 材料	シリコーン系	1607 (2562) (2447)	1007 (1542) [1427]
	アクリル系	1530 (2485) (2370)	930 (1465) [1350]

人工歯料

			7654	3 2 1	1 2 3	4567
レジ	, ,	/ 歯	14	13	13	14
	/ /	ノ 圏	両側前歯部用 26 臼歯部用 28		用 28	
熱可塑性		生樹脂 ン 歯	43	31	31	43
			両側前	方歯部用 62	臼歯部	用 87
硬 レ ジ		質	41	31	31	41
	<i>"</i> ン	ン歯	両側前	前歯部用 62	臼歯部	用 81
[%=]		歯	51	94	94	51
陶			両側前	歯部用 187	臼歯部	用 101

支払基金審査提供事例

2019年8月26日に支払基金が下記の審査提供 事例を示した。算定項目の先頭の番号は、これ まで提供された事例の連番を表している。

注)は、協会調べ

58 歯科用3次元エックス線断層撮影

○取扱い

原則として、顎変形症に対して歯科用3次元 エックス線断層撮影の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

顎変形症に対する診断や治療計画を立案する 上で、顎骨や顎関節の形態等を3次元で把握す るために歯科用3次元エックス線断層撮影の画 像情報が有用な場合がある。

59 咬合調整③

○取扱い

原則として、歯の鋭縁に対して咬合調整の算

定を認める。

○取扱いを定めた理由

歯の鋭縁が接触した場合に、歯又は歯周組織に対する過重圧がかかるため、これらの部位に対する負担を軽減するために咬合調整を行う必要が臨床上あり得るものと考えられる。

注)レセプト病名「歯の鋭縁」摘要欄「咬調ハ」と記す

60 知覚過敏処置②

○取扱い

原則として、乳歯に対して知覚過敏処置の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

乳歯については、解剖学的形態等により象牙 質知覚過敏症が発症することがあり、知覚過敏 処置を行うことが必要となる場合がある。